

納税者の権利宣言

わたしたちの生活と人権を確保するために



社団法人 **自由人権協会**

禁 無 断 転 載



社団法人 **自由人権協会**

東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル306号
〒105 電話03(437)5466

●納税者の権利宣言●昭和61年2月17日発行 定価200円(送料170円)

発刊にあたって

担当理事 北野弘久

現代国家は「租税国家」です。「租税国家」においては、政治は、結局、租税を徴収し使用する作用であるといえます。租税のあり方が、人々の生活・人権に決定的な影響をもつといえます。このことは、同時に、国民・納税者が納税者の権利として租税のあり方に対する法的統制を行うことの重要性を示唆しております。

以上の視角から、1982年6月、社団法人自由人権協会では、同協会内に「タックスペイヤーズの権利のための小委員会」を設置しました。同小委員会では十数回の審議を経て、去る1985年7月18日の理事会において、別紙の「納税者の権利宣言」を決定しました。そして、1985年9月、同協会内の一切の承認手続を終了いたしました。同小委員会の審議に参加した委員は、北野弘久（日大教授・担当理事）、熊谷裕夫（弁護士・事務局次長）、安田修（弁護士・事務局員）、更田義彦（弁護士・前事務局長）、秋山幹男（弁護士・現事務局長）等であります。

今後、われわれは、この「納税者の権利宣言」が、日本の立法、行政、裁判の指標となるであろうことを念じております。また、さまざまな市民運動・納税者運動においてその理論的バックボーンとして利用されるであろうことを期待しております。

とに、国民一般の生活・文化が向上することを 1986年2月

ア・ス・オ・ク・ニ・タ

人 並 報 北 津 野 世 世

常規、おアノモリトシ案国時麻、モケリ案国時麻、お案国外更
の時麻、モオスナリスルモケ用サるモ用サレ知事モ時麻、負給、お
。モオスナリスルモケ警視本館案時ト時人・時土の×人、モ式モ
の時麻ア、ト時麻のモ時麻のモ時麻。又同、ト同、おアノモ
モリモアノ時麻を時麻定のトモナリ時麻の時麻モケ用サレモ
。モ
ケ会時麻人由自人モ同サ、民モ時881、モケ時麻の上は
トモモモ時麻のモサトノモモモ、トモ内会時同、お
81るモ、ト時モ時麻の時麻トモモモ、モケトモモ時麻モ
宜時麻の時麻時麻のモ時麻、トモモモモモモモモ81民モ時8
世一の内会時同、民モ時881、モケトモモ。モケトモモ案時トモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
民881

納税者の権利宣言

現代における国および地方自治体の広汎な活動はすべて我々納税者の負担する膨大な租税によってまかなわれている。国および地方自治体の諸活動は、観点を考えるならば、租税の徴収とそれを支出する作用そのものであると言っても過言ではない。租税の徴収とその支出＝財政過程は国および地方自治体のありかたを基本的に規定し、国民の生活および人権に決定的な意味をもつ。

このような現状の一方、ひるがえって考えるならば、この財政過程における一方の当事者としての納税者に対して、いかなる権利が保障されていただろうか。このような国家作用をになう一方の当事者たる納税者は、ただ単に租税を徴収される客体、あるいは納税の義務を負う受動的な租税負担者としてしか扱われていなかったのではないか。

しかし、我々は以下のように考える。

すべての納税者は、侵されることのない固有の権利を有する。それは納税者基本権と呼ばれる日本国憲法から直接に導かれる権利である。納税者は憲法に適合した内容と手続によってのみ国および地方自治体に対し納税の義務を負い、国および地方自治体が憲法に適合した目的と手続によってのみ租税を支出すべきことを求める権利を有する。納税者は、日本国憲法によって保障された公的秩序のもとに、国民一般の生活・文化が向上することを目的として租税を納

付するのであり、財政過程における基本的権利者である。

財政過程において納税者の権利がどのように保障されているかは、
一国の民主政治のレベルを示す重要な指標である。

我々は、納税者の基本的権利の確立を求め、財政過程における民主主義の広汎な確保を求めて、ここに納税者の基本的権利を宣言する。

1 最低生活費に課税されない権利等

- (1) すべての納税者は平等であり、その税負担能力に応じて納税義務を負い（応能負担の原則）、税負担能力以外の事由をもつていかなる差別も受けない。
- (2) すべての納税者は、法律または条例に定めるところに従ってのみ納税の義務を負う。
- (3) いかなる課税も納税者の健康で文化的な最低限度の生活（生存的自由）を侵すものであってはならない。

2 「適正手続」を受ける権利

- (1) すべての納税者は、課税のための調査を受けるに際し、当該調査につき事前に通知を受け、調査の必要性・範囲につき説明を受ける権利を有する。
- (2) 課税のための調査は、調査の開始に際して説明された目的以外のためになされてはならない。

(3) 課税のための調査は、憲法35条（令状主義）及び憲法38条（黙秘権）の保障を侵すものであってはならない。

(4) すべての納税者は、税務行政処分を受けるに際して事前に弁明する権利を有し、また当該処分の具体的理由と根拠を文書で開示される権利を有する。

3 違法な課税処分等から救済を受ける権利

- (1) すべての納税者は、行政不服申立てなどを経ることなく、直ちに裁判所に対して違法な課税処分等についての司法的救済を求める権利を有する。
- (2) 課税処分の取消を求める訴訟等においては、争われている課税処分の理由・根拠が直ちに開示され、開示された理由・根拠が違法なときはそれだけでその課税処分は取消されなければならない。訴訟等においては開示された理由・根拠以外の事項が争点として持ち出されてはならない。

4 租税の徴収の仕方と用途等を統制する権利

- (1) すべての納税者は、憲法及び法令に適合しない不公平な税制及び税務行政について、裁判所に対し、その違法の確認等を求める権利を有する。
- (2) すべての納税者は、租税が憲法及び法令に適合しない手続または目的により支出されたときは、直ちに裁判所に対し、当該財政支出の停止を求め、または当該財政支出に対応する自己の納税義務の排除を求める権利を有する。

5 サラリーマン納税者の権利

- (1) 給与所得者たる納税者（サラリーマン納税者）は、他の納税者と等しい法的地位と権利を有する。
- (2) すべてのサラリーマン納税者は所得税の納税申告権を有する。
- (3) すべてのサラリーマン納税者は、その所得を得るために要した経費の実額をその所得から控除する権利を有する。

6 納税者のプライバシー

- (1) 納税者に対する調査は不当に納税者のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 納税者に関する情報は公的立場にある者にかかるものを除き、公開または流用されてはならない。
- (3) すべての納税者は、いつでも自己の税務情報等を検索し、情報保管者に対して不当な情報の廃棄・訂正などの措置を求めることができる。

7 情報の公開、財政過程への参加の権利

- (1) すべての納税者は、租税・財政に関する一切の公的情報の公開を求め、これを利用する権利を有する。
- (2) すべての納税者は、国及び地方自治体の財政（予算・税制等）の立案過程の全面的公開を求め、法の定める適正な手続によってこれに参加することができる。

「納税者の権利宣言」の解説

自由人権協会は、多数回に及ぶ討議と検討を経て、ようやくこのたび納税者の権利宣言を確定するに至りました。

現代における国家及び地方自治体の全ての活動は納税者の納付する租税によってまかなわれているのであり、現代政治における財政過程の重要さはどれほど強調しても強調しすぎることはありません。

我が日本国憲法は、租税のありかたについて、民主主義の歴史と経験により確立された法原則を定めています。そして、このような憲法原則に従った租税の徴収と使用がなされるのでなければ、人々の生活・人権も確保されるものではありません。日本国憲法が納税者に保障した侵されることのない権利、私たちはこれを納税者基本権と呼びます。

日本国憲法に内在するこのような基本的理念にたって現状を検証するとき、納税者が置かれたあまりの無権利状態に私たちは半ば暗澹とした想いを抱かざるをえません。しかし、日本国憲法自身が言うように「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」のであって、納税者は自らの権利を確保するために常にその一步を進めなければならないでしょう。

納税に関する社会的関心が現在ほど高まっている時はありません。多くの運動が納税者の権利の確保をめざして組織され、その世

論はもはや誰もこれを無視することはできません。

私たちがここに宣言する権利は納税者の権利のうちでも特に重要なものです。このような納税者の基本的権利に関する一般的認識が高まり、納税者がこの権利を自覚すること、それが私たちの目的とする第一歩です。

以下において逐条的に簡単な解説を試みたいと思います。

1 最低生活費等に課税されない権利等

- (1) すべての納税者は平等であり、その税負担能力に応じて納税義務を負い（応能負担の原則）、税負担能力以外の事由をもっていかなる差別も受けない。
- (2) すべての納税者は、法律または条例に定めるところに従ってのみ納税の義務を負う。
- (3) いかなる課税も納税者の健康で文化的な最低限度の生活（生存的自由）を侵すものであってはならない。

【解説】

(1) 憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であって、……、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

ここに宣言された「法の下に平等」が租税面において有する法的意味は、いわゆる租税公平主義であり、また納税者は各人

の租税負担能力に応じて租税を負担すべきである（応能負担の原則）ということにほかなりません。換言するならば、すべての納税者は、税負担能力以外の事由をもって差別されてはならないということなのです。

しかし、この自明な原則が現在の租税体系において貫徹されているかと言え、必ずしもそうではありません。例えば、現実には多くの不公平税制が指摘され、先頃の「サラリーマン税金訴訟」最高裁判決も所得捕捉率に現実に格差が存在することを認めています。この不公平税制によって、1984年度で少なくとも10数兆円以上の税収が失われたと言われていています（1984年11月・不公平な税制をただす会編「公平な税制確立のための財源試案」参照）。

すべての租税は各個の場合の実質的な税負担能力に応じて負担されるべきです。したがって、課税物件の量のみならず質の相違（例えば、勤労所得と資産所得、生存権的財産と非生存権的財産）をも考慮すべきなのです。納税者の職能団体の政治的発言力の強弱・課税物件の捕捉の難易・租税徴収の難易など税負担能力以外の事情に左右されてはなりません。このような不合理・不公平な税制は明らかに応能負担原則に違背するものです。

(2) 納税者に納税義務を課すには、法律または条例に基づかなければなりません。これは、憲法の基本原則です（憲法30条、84条、92条、94条）。しかし、現実の税務行政においては、租税の賦課徴収が通達等に基づいて行われがちであり、またそれはしばしば恣意的に行われがちです。

納税者の納税義務が行政庁の一方向的に定めた通達などによっ

て左右されることは憲法の原則に違背します。そこで、すべての納税者は、議会の定めた法律または条例の定めるところに従ってのみ納税の義務を負うものであることをあらためて宣言します。

(3) 日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、いわゆる生存権を定めています。したがって、税制においても、この憲法第25条の趣旨に則り、税金の賦課徴収が国民個々人の生存的自由を侵してはならないことは多言を要しません。

ところで、所得税等については「課税最低限の制度」が存在しますが、この制度は本来憲法第25条の税制面における具体化として、「健康にして文化的な生活を確保すべき最低生活費」を課税対象から除外しようとするものなのです。

したがって、所得税・住民税等の課税最低限は少なくとも、法定生活扶助額まで引上げられるべきです。もしそうでなければ、税制自体が、憲法第25条の思想に反するものであり、違憲であると言わねばなりません（現実には、1983年度の東京都のある市の標準世帯〈夫婦と子供2人〉の法定生活扶助額は19.5万円であり、これは1984年度の所得税課税最低限13.2万円を6.3万円ほど上回っています）。

また、現在の経済構造からすれば、物価上昇は不可避です（クリーピングインフレーション）。そして、この物価上昇はそのまま実質増税を意味するものです。加えて、固定的な累進税制のもとでは、通例は、実質的には収入が全く増大しないか、あるいは減少することになっても、より大なる納税義務を負担することになります。後者の問題に関連して、多くの先進

資本主義国家においては、物価上昇にスライドし、自動的にその分の調整減税を行う措置が導入されています。しかし、日本では、この自動物価調整税制は未だ導入されていません。納税者・国民の権利としてこの種の税制が早急に導入されるべきものと考えます。

2. 「適正手続」を受ける権利

- (1) すべての納税者は、課税のための調査を受けるに際し、当該調査につき事前に通知を受け、調査の必要性・範囲につき説明を受ける権利を有する。
- (2) 課税のための調査は調査の開始に際して説明された目的以外のためになされてはならない。
- (3) 課税のための調査は、憲法第35条（令状主義）及び憲法第38条（黙秘権）の保障を侵すものであってはならない。
- (4) すべての納税者は、税務行政処分を受けるに際して事前に弁明する権利を有し、また当該処分の具体的理由と根拠を文書で明示される権利を有する。

【解説】

- (1) 課税処分のための調査は、納税者の行った納税申告等が妥当であるかどうかを確認するために行われるものです。つま

り、純粋な行政措置であるに過ぎません。したがって、このような調査にあたっては、税務当局は被調査者（納税者等）の協力が得られるよう、その立場を尊重しなければならないのです。そのためには、税務当局が、事前に被調査者の都合を確認し、また調査の必要性・範囲等について被調査者に説明をすることが求められます。

このような通知・説明が一切行われぬ調査に納税者は協力する義務はないものと言わねばなりません。これらは、課税処分のための調査が脱税等の資料収集を目的とすることができないものである以上、当然のこととして承認されなければならないものです。現実の税務行政においてはこの当然の手續が必ずしも遵守されていませんが、これは速やかに是正されるべきでしょう。

(2) 通常の課税処分のための調査は、調査の開始の際に被調査者に説明された調査目的の範囲内においてのみ、行うことができます。被調査者はその調査目的の範囲内においてのみ調査に協力すべき法的受忍義務を負い、かつ、被調査者は調査結果が当初の調査目的にのみ使用されることを前提として協力をなすものです。

しかし、現実の税務行政においては、しばしばいわば他目的のために調査権が行使されまたは調査結果が「濫用」され、税務当局が違法・不当な情報収集活動をしている疑いが非常に強いのです。

これは、他目的により国民に法的受忍義務を負わせたうえ、国民に言いたくないこと、知られたくないことまで情報を提供させ、国民に不利益を課すことであり、国民の生活と人権は不

当に侵害されることとなるのです。このような調査権の濫用を防止するため本項が定められました。

(3) 現行税制のもとでは、純粋に行政目的の調査であるところの通常の課税処分のための調査に対して被調査者が協力しない場合には、罰則が適用されることになっています。つまり、被調査者の任意な協力を前提として成立するはずの調査が、罰則によって間接的に協力を強制されているわけです。

一方、憲法第35条は令状主義を定め、憲法第38条は国民に黙秘権を保障しています。しかしながら、罰則によって間接的に「協力」を強制された国民は、実質的に税務調査への協力を強要されることとなり、その結果、現実の税務調査がこのような憲法上の保障を侵害することとなるおそれはきわめて大きいといわねばなりません。

したがって、税務調査をなすに際しては、このような憲法上の保障を絶対に侵害することのないよう細心の注意が払われるべきであり、本項はこれを要請するものです。

(4) 申告納税制度のもとでは、納税者の納税申告等が適正でない場合にのみ、例外的に課税処分（更正・決定等）が行われることとなっています。このような課税処分は納税者に不利益を課すものであるだけに、処分にあって事前に被処分者（納税者）に告知聴聞の機会を与え、その弁明をさせ、かつ処分の際にはその理由と根拠を示すことが、不利益処分を課す場合における適正手續の要請として当然です（憲法第31条）。

しかし、現実の税務行政においては、青色申告者に対する所得税・法人税の更正処分の場合にのみ、処分の理由が付記されているだけです。そして、一般の課税処分については、処分に

あたって弁明の機会はもちろん、処分の際の理由付記（理由の告知）すら保障されていないのです。また、更に、税というよりは、実質的に罰金の性質を持つ加算税（加算金）の課税処分にあってすらも、被処分者には事前に弁明する機会が与えられておらず、かつ処分の理由も根拠も全く示されてはいません。このような現実には、憲法が納税者に保障する適正手続の要件を欠くものであり、直ちに改められるべきです。

3 違法な税処分等から救済を受ける権利

- (1) すべての納税者は、行政不服申立てなどを経ることなく、直ちに裁判所に対して違法な課税処分等についての司法的救済を求める権利を有する。
- (2) 課税処分の取消を求める訴訟等においては、争われている課税処分の理由・根拠が直ちに開示され、開示された理由・根拠が違法なときはそれだけでその課税処分は取消されなければならない。訴訟等においては、税務当局は、その開示された理由・根拠以外の事項を争点として持ち出しはならない。

【解説】

- (1) すべての国民には憲法第32条により裁判を受ける権利が保障されています。これは税務訴訟においても同じです。しか

し、現在、課税処分等に対して納税者が司法的救済を受けるためには、その前に行政上の不服申立て（異議申立て・審査請求）の手続を尽さなければならないこととされています（行政不服申立て前置主義）。

不服申立てを事前に尽すべきものとされているのは、そのようにした方が、専門的な立場から事案を迅速に解決しうるという合理性があるからです。しかし、その不服申立ての内容がとりわけて憲法問題や通達問題等に関する場合には、このような行政上の不服申立て前置を強制するだけの合理的理由は全くないのです（なぜなら、不服申立てを審理する行政庁が、自らその立案・作成に関与した法律・通達等を違憲とすることは通常ありえないからです）。

税務訴訟提起前に一律に事前の行政不服申立て手続を尽させる現行制度は、納税者の裁判を受ける権利を奪うおそれが大です。私たちは、訴訟提起前に行政上の不服申立てを行うか、それとも直ちに訴訟を提起するかは、納税者の選択に委ねるべきものであると、主張するものです。そのようにすれば、裁判を受ける権利を侵害されることもなく、また、専門的立場からの判断により迅速に解決されるべき事案については早期に解決が見られることになるでしょう。

- (2) 課税処分の取消を求める訴訟等においては、争われている課税処分の理由・根拠が直ちに開示されなければならない。また、その開示された理由・根拠が違法なときは、他の理由を考慮することなく、それだけでその課税処分は取消されなければなりません。なぜ、このような、ある意味では当然と言えることを規定し

なければならぬのでしょうか。これは、課税処分の取り消し等を求める訴訟等を提起した場合に、争点とはなっていない別の理由・根拠について税務当局が指摘し、納税者が指摘した課税処分の瑕疵（具体的には金額の点において多すぎる）に金額的にちょうど見合う理由・根拠を持ち出して、結局先行の課税処分の違法状態を帳消しにしてしまい、違法な課税処分の存在を隠蔽してしまうことがあるからなのです。

たとえば、1984年分の所得税更正処分を例として説明してみましよう。更正処分にあって示された理由が、「A店に対する売上げ漏れ」であったとします。この「A店に対する売上げ漏れ」が当該更正処分の理由・根拠ですから、納税者としては、この「A店に対する売上げ漏れ」はなかったと主張するでしょう。また、係争過程の当初においては、税務当局の防御もその事実の有無にかかっています。

しかし、係争手続が進み、「A店に対する売上げ漏れ」の事実が存在しないことが判明してくると、税務当局は、改めて当該納税者に対する税務調査を行い別の課税対象となる事実（たとえば1984年分の修繕費の必要経費否認）を主張する場合があります。そして、同額程度の租税債務の存在を主張し、結局において当初の更正処分はその総額において違法ではないと主張するに至るのである。すなわち、当該処分の理由・根拠となっていなかった別の理由・根拠を持ち出してことになるのです。

しかし、私たちはこのような税務当局の争点をすりかえる係争方法を到底容認しえません。この場合、納税者側は一定の事実の有無に関する十分な攻撃防御方法を尽くすことができず、結

局納税者が攻撃防御方法として想定すべき対象は自己に関する全ての課税対象事実となってしまいます。これでは、課税処分等に対して司法上の救済を受けることがほとんど困難になってしまうでしょう。それでは、権利救済制度の本旨に反します。

もし、同一年度において、別の課税漏れが発見された場合には、税務当局としては、当初の更正処分とは別に、新たな課税処分をするべきです。そして、納税者は新たな課税処分に不服がある場合には当初の更正処分とは切り離して争えばよいのです（争点主義といいます。これに対して税務当局の方法は総額主義と呼ばれています）。

税務当局の主張する〈総額主義〉は、訴訟における納税者の攻撃防御方法を著しく困難とし、ひいては憲法が納税者に保障する〈裁判を受ける権利〉の具体的実行を不可能とするものであって、直ちに改められるべきです。

4 租税の徴収の仕方と用途等を統制する権利

- (1) すべての納税者は憲法及び法令に適合しない不公平な税制及び税務行政については裁判所にその違法確認等を求める権利を有する。
- (2) すべての納税者は、租税が憲法及び法令に適合しない手続または目的により支出されたときは、直ちに裁判所に対し、当該財政支出の停止を求め、または当該財政支出に対応する自己の納税義務の排除を求める権利を有する。

【解説】

(1) これまでの解釈論及び実定法においては、特別の規定がない限り、自己の権利が侵害されたことを理由としてのみ、訴訟等を提起することが認められました。すなわち、客観的に違法な状態があるだけでは、その停止を求める権利は個々の納税者に発生せず、また、その違法状態が何人の権利にかかわるのか具体的に特定できない場合には、納税者側からこれを是正する手段は認められませんでした。

しかしながら、このような従来理論・法制によっては、納税者は現実の不公平な税制または税務行政を是正する途がなく、現実の違法事実の横行を阻止しえません。したがって、このような違法事実が横行している実態に鑑み、直接に自らの権利を侵害されることがなくても、納税者が不公平税制や不公平税務行政の存在に対して、司法的統制をすることができるようにするために、新たな解釈論または訴訟制度を導入すべきであることを提案するものです。

(2) いうまでもなく、納税者は憲法と法令に適合するかたちでのみ納税義務を負うものです。換言すれば、租税は、憲法・法令に適合するところから従ってのみ徴収され、かつ憲法・法令に適合するところから従ってのみ使用されなければなりません。納税者はそのような租税の徴収と使用が行われることを前提として納税義務を負うのです。

憲法に違反する不公平税制・不公平税務行政が行われることは、憲法によって保障された納税者としての基本権（納税者基本権）を主観的に侵害することを意味します。同じように、憲法に違反する租税の支出が行われることは、ある納税者の納税

者基本権を主観的に侵害することを意味します。いずれの場合においても、違法行為は数量的にいても相対的に当該納税者の納税義務額を増大せしめるのです。それだけ当該納税者の法的利益を侵害することとなるのです。このように主観的な権利侵害が成立することになるので、当該納税者は、理論的には必ずしも特別立法による民衆訴訟（例えば地方自治法第242条の2）のかたちによらなくても訴訟の提起が可能となるものと考えべきです。

アメリカにおいては、州または連邦裁判所により公金の違法な管理や支出を差し止める権利等を納税者に認めるいわゆる「納税者訴訟」が判例法として確立されてきました。

上記のような観点から、私たちは、わが国においてもこのように「納税者訴訟」が認められるべきであると考えます。

なお、わが国の現行制度のもとにおいても、地方自治法第242条の2により、地方自治体のレベルでは公金の違法な管理や支出を差し止める権利等が住民に認められています。私たちは、理論的には、上記のように国のレベルにおいても主観訴訟としての納税者訴訟の提起が現在でも可能であると考えていますが、立法論的には、国のレベルにおいても地方自治法第242条の2のような簡便な手続が早急に整備されるべきものと考えます。

5 サラリーマン納税者の権利

- (1) 給与所得者たる納税者（サラリーマン納税者）は、他の納税者と等しい法的地位と権利を有する。
- (2) すべてのサラリーマン納税者は所得税の納税申告権を有する。
- (3) すべてのサラリーマン納税者は、その所得を得るために要した経費の実額をその所得から控除する権利を有する。

【解説】

(1) 4300万人ともいわれるサラリーマン納税者は現行税制における給与所得課税の仕組み、源泉徴収制度等の適用により、他の納税者に比して、きわめて不利な立場におかれています。

というのは、現行の源泉徴収制度について言えば、全く納税者本人と無関係な者（使用者）から、有無を言わず、一方的に租税債務額を算定され、かつ、徴収される構造になっているからです。このような制度は本来の納税者であるサラリーマンの法的地位を全く疎外して構成されているものです。憲法第14条の「法の下での平等」はこのようなサラリーマン納税者の差別的取扱を禁止しているものと考えべきであって、サラリーマン納税者にも他の納税者と同様の法的地位と権利とが保障されねばならないことは明らかです。以下の(2)(3)に述べる権利のほかに、たとえば、源泉徴収の段階での納税猶予権・不

服申立て権もサラリーマン納税者に保障すべきです。

(2) 納税申告権は主権者である納税者の権利です。しかし、多くのサラリーマン納税者は、年末調整制度の強制適用により、納税申告権が奪われています。

現行制度のようにサラリーマン納税者から他の納税者には認められている納税申告権を奪うことに合理的理由が存するとは言えないのは明白であって、このような措置は憲法第14条の「法の下での平等」に違反するものです。

私たちは、サラリーマン納税者に納税申告権を保障するために、年末調整制度の適用を受けるかどうかはサラリーマン納税者の選択に委ねるべきであることを主張します。

(3) サラリーマン以外の納税者には、その収入を得るために必要であった経費をその実額に応じて控除することが認められています。しかし、現行制度の下では、給与所得者に対しては経費控除は概算でしか認められていません。現行の給与所得控除制度のなかには、

- ① 概算経費控除分（勤務に必要な経費を換算的に控除する）
 - ② 勤労性控除分（勤労所得についての担税力の弱さを考慮する）
 - ③ 利子控除分（源泉徴収により早目に納税しているため利子相当分を調整する）
 - ④ 把握控除分（行政上の所得把握度の不均衡を調整する）
- の四つが混在していると言われています。

給与所得者に実額経費控除を一律に認めないという法制には合理性がなく、憲法第14条の「法の下での平等」に反することですから、この四つの控除項目をそれぞれ独立した控除項目と

し、①の法定概算経費控除と実額経費控除の選択制を導入すべきです。これによりサラリーマン納税者にも、他の納税者と同様に、その所得を得るために要した経費の実額を控除する権利を制度的に保障すべきです。

6 納税者のプライバシー

- (1) 納税者に対する調査は不当に納税者のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 納税者に関する情報は公的立場にある者にかかるものを除き、公開または流用されてはならない。
- (3) すべての納税者は、いつでも自己の税務情報等を検索し、情報保管者に対して不当な情報の廃棄・訂正などの措置を求めることができる。

【解説】

(1) 憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と宣言しています。個人の尊厳は近代社会の原点とも言うべきものであって、いかなる国家機関といえどもこれを侵害してはならないのです。

もとより、税務行政もこのような個人の尊厳を侵害してはならないのは当然であり、課税などの必要から調査がなされるに際しても、それがいたずらに納税者のプライバシーを侵害する

ことがないように充分の配慮がなされるべきです。

現実の税務行政においては「権力濫用」的な違法な税務調査が行われることによって、しばしば、被調査者（納税者等）のプライバシーが侵害されています。このような納税者のプライバシーの不当な侵害がなされないことを私たちは強く主張します。

(2) 税務当局は強大な調査権限を有し、また必然的に膨大な個人情報入手しうる地位にあります。一般納税者に関する情報は、それが不当に公開または流用された場合には、当該個人のプライバシーを著しく侵害するのみならず、その者に回復しがたい打撃を与えるものです。もっとも、大企業・政治家等の公的存在として社会的責任を問われるべき者に関する情報については必要に応じ国民に開示されねばなりません。

現実には、税務調査等によって収集された納税者の情報がしばしば他の国家目的のため公開または流用されている疑いがないわけではありません。

税務当局が保管する納税者に関する情報は、本来の目的に従ってのみ厳格に保管・使用されるべきものであり、不当に公開または流用されてはならないのです。また、このような公開または流用を阻止するための納税者側の対応手段が制度的に整備される必要があるものと考えます。

(3) 税務当局が自己に関するいかなる情報入手・保管しているかを知ることが国民の基本的権利です。個人としての尊重を義務づけた憲法の規定は、知らないところで自己に関する膨大な情報が収集・保管されていく行政活動を禁止するものと考えられるべきです。また、税務当局が一旦納税者に関する誤った情報

を入手してこれを保管するに至った場合、以降、納税者はこの誤った情報に従った処理・管理を受けていくこととなり、回復しがたい損害を受けるおそれも大きいのです。

現在では、納税者は、自己の税務情報等を検索し、情報保管者に対して不当な情報の廃棄・訂正などを求める権利が制度的に保障されていません。早急にこのような手続が制度的に保障されるべきものと考えます。

7. 情報の公開、財政過程への参加の権利

- (1) すべての納税者は、租税・財政に関する一切の公的情報の公開を求め、これを利用する権利を有する。
- (2) すべての納税者は、国及び地方自治体の財政（予算・税制等）の立案過程の全面的公開を求め、法の定める適正な手続によってこれに参加することができる。

【解説】

(1) 租税・財政制度の立法・行政活動等に際して収集される膨大な統計資料などの多くは公開されず、特にそれが当局の側に不利なものである場合には秘匿されてしまうのが常です。租税・財政制度の適正を確保するためには、全ての公的情報が公開され、公開された情報を基礎とする納税者・国民の批判が可能とされねばなりません。財政過程を民主的に統制することを国

民に対して保障するためには、その前提とし租税・財政の情報の公開を求める権利が保障されていなければならないのです。

しかしながら、現在、ほとんどこの種の権利は制度的に保障されていません（例えば、予算案の立案過程・政府の税制調査会の審議過程等が非公開です）。国・地方自治体のいかなる機関も当局の公的情報の公開を保障する制度が早急に確立されるべきです。

(2) 財政（予算・税制）の立案にはきわめて高度に専門的な知識が必要とされるため、国・地方自治体の議会において当該立案の当否に関する実質的な議論が尽されることを期待することは實際上不可能に近いと言わなければなりません。現実には、国・地方自治体の担当官僚によって実質的な決定がなされ、議会はこれを追認するものとしてほとんど形骸化してしまっているのです。

したがって、納税者が実質的にも財政の立案過程をチェックするためには、単に国または地方自治体の議会が公開されるだけではなく、実質的政策決定過程である立案過程そのものの全面的公開が保障され、納税者が適切にその立案過程に参画する権利が保障されねばならないのです。そして、納税者として、不公平な税制の是正や望ましい税の用途の特定等について、具体的に意見を述べる権利が保障されねばならないといえます。

現在、財政の立案過程はほとんど密室で行われるとともに、納税者・国民がそれに参加する権利はまったく保障されていません。財政の実質的立案過程が全面的に公開され、これに納税者・国民が適切に参加する権利を保障する制度が早急に整備さ

